

利 用 上 の 注 意

商業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施している。商業統計調査は周期調査であり、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施している。

また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサス - 活動調査実施年の 2 年後に実施することとなり、今回は総務省所管の経済センサス - 基礎調査との同時調査（一体的）により実施した。

この統計表は、平成 26 年 7 月 1 日現在で実施した商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所（3. 『平成 26 年 商業統計表 業態別統計編（小売業）』における集計対象等について、参照）について業態区分の定義（別表）により再集計したものである。

1. 業態分類の定義

業態分類の定義は、別表の「業態分類表」のとおりである。

2. 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所（小売））

一定の場所で、主として個人消費用又は家庭消費用の商品を販売する事業所をいう。

事業所には次のものが含まれる。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業 {大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）} とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類 E）に分類される。

- ⑤ ガソリンスタンド

- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

- ⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(2) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1 企業 1 事業所）をいう。

(3) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

(4) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

(5) 開設時期

当該事業所の事業内容に関わらず事業所を開設した時期とする。

(6) 従業者及び就業者

平成 26 年 7 月 1 日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいう。

① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 期間を決めずに雇用されている者

(イ) 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者

(ウ) 平成 26 年の 5 月、6 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者

⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

⑥ 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。

⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。

⑧ 「パート・アルバイトなどの 8 時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な 1 日当たりの労働時間である 8 時間に換算したもの。

(7) 年間商品販売額

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。

したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

(8) その他の収入額

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 1 年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動(商品販売額)以外の事業による収入額を合計したもの。

(9) 商品販売形態

① 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び移動販売も含む。

② 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

③ 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いて PR を行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申し込みを受けて商品を販売した場合をいう。

- ④ インターネット販売
インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売した場合をいう。
- ⑤ 自動販売機による販売
商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。
- ⑥ その他
生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(10) セルフサービス方式

「セルフサービス方式」とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

(11) 売場面積

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(12) 営業時間

平成26年7月1日現在での営業時間をいい、1時間未満の営業時間は切り捨てとする。

なお、調査日が休業及び特別セール等で通常と異なる場合は、調査日に近い通常の営業時間としている。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）の事業所は調査をしていない。

(13) 来客用駐車場

平成26年7月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査をしていない。

① 専用駐車場

自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。

② 共用駐車場

他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。

③ 収容台数

専用駐車場で、満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(14) チェーン組織

① フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

② ボランタリー・チェーン加盟事業所

事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。

③ いずれにも加盟していない事業所

上記①、②に含まれない事業所をいう。例えば、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店、元卸系列のガソリンスタンドなど。

3. 『平成 26 年 商業統計表 業態別統計編（小売業）』における集計対象等について

(1) 業態別統計編は、商業統計調査の調査結果で、「小売業」に格付けられた事業所（①調査対象事業所）のうち、以下のすべてに該当する事業所（②集計対象（有効回答）事業所）について、業態区分の定義（別表「業態分類表」）により再集計したものである。

- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所であること

このため、別途公表している『平成 26 年 商業統計表 第 1 巻産業編（総括表）』及び『平成 26 年 商業統計表 第 2 巻産業編（都道府県表）』の各第 1 表の集計結果と事業所数、従業者数は一致しない。

なお、年間商品販売額と売場面積については、当該調査項目の数値が得られた事業所が同じであることから、同値となっている（表 1）。

表 1 「法人組織の事業所と個人経営の事業所の合計」の表における小売業計の比較

	集計表名	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
①	第 1 巻 産業編（総括表） 第 1 表	1,024,881	7,685,778	122,176,725	134,854,063
	第 2 巻 産業編（都道府県表） 第 1 表				
②	第 1 巻 産業編（総括表） 第 2 表以降より抜粋	775,196	5,810,925	122,176,725	134,854,063
	第 2 巻 産業編（都道府県表） 第 2 表以降より抜粋				
	第 3 巻 産業編（市区町村表） 第 1 表				
	第 4 巻 品目編（※）				
	業態別統計編（小売業）				

※第 4 巻 品目編は、個々の商品別に事業所数を計上し、各計には、その事業所数を積み上げた延事業所数として計上しているため、表 1 の事業所数とは一致しない。

(2) 留意点

- ① 平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成 19 年調査の数値とは接続しない。
- ② 平成 24 年経済センサス - 活動調査との比較については、両調査の集計対象範囲の違いに留意すること。

4. 記号及び注記

- (1) 統計表中の「-」は該当数値がないもの及び分母が 0 のため計算できないもの、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」はマイナスの数値を表している。「x」は事業所数が 1 又は 2 に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、事業所数が 3 以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 統計表中の集計結果については、四捨五入の関係で積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しない。
- (3) 統計表表頭中の「不詳」とは、当該項目について調査していない以下の項目及び当該項目の数値が得られな

かったことを表している。

- ① 「売場面積」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業（宅配専門）に属する事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所を不詳とした。
- ② 「営業時間」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）に属する事業所を不詳とした。
- (4) 「個人」には「法人でない団体」を含む。
- (5) 「従業者 1 人当たり年間商品販売額」は、従業者のうち「パート・アルバイトなど」を 8 時間換算した従業者数を用いて算出している。
- (6) 「売場面積 1 m²当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。
- (7) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省大臣官房調査統計グループ 平成 26 年商業統計表 業態別統計編（小売業）」による旨を明記されたい。

5. 問い合わせ先

この統計表についての照会は、下記までお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室
電話 (03) 3501-0386 (ダイヤルイン)

本書に記載されている内容は経済産業省のホームページにも掲載されています。

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>